令和８年（フ）第２３５号
福井県坂井市丸岡町西里丸岡第８号７番地２
城西コーポ　202号室
債務者　大谷　豊和
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８７号
長野県東御市和4405番地
債務者　櫻井　　渉
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第９６号
長野県東御市本海野890番地
債務者　桐田　麗子
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第６２号
長野県諏訪市大字豊田３番地３
債務者　北原　逸平
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第２４８６号
大阪府高槻市日向町11番８号　小林住宅11号
債務者　新井　裕二
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２１号
大阪市西淀川区御幣島６丁目11番27―307号
債務者　前田　英樹
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９０７号
大阪市生野区巽中４丁目11番６―610号
債務者　生田　貴子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１８号
大阪府東大阪市吉原２丁目６番30―3107号
アルテハイム東大阪
債務者　岡崎　陸志
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１６号
大阪市東淀川区東中島１丁目21番31―505号
債務者　ルーポマーケティングこと　山本　紘康
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６２号
大阪府交野市幾野３丁目26番16―103号
債務者　岩井　潤一
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８０号
大阪市西成区旭２丁目４番９―901号
債務者　増田　圭介
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２１１号
大阪市淀川区宮原１丁目16番31―1507号
債務者　天野　智大
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２６１号
大阪府守口市高瀬町３丁目５番12―403号
債務者　木村菜透美（旧姓牧原）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３６４号
大阪府守口市寺方本通３丁目２番26―102号
債務者　塚嵜　　葵
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８９号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番２―704号
債務者　髙崎　圭太
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４４０号
大阪府摂津市千里丘３丁目７番４―303号
債務者　中島　礼子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４７１号
大阪市生野区小路東２丁目８番２号　マンションパピリオ　303号、前住所大阪市城東区森之宮１丁目１番1109号
債務者　廣長　省司
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部